

- ・愛媛県農業信用基金協会は、農業信用保証保険法に基づき、農業協同組合、その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付について、その債務を保証することにより、農業者等がその経営を近代化するために必要な資金、その他農業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的に、農協、県、市町等の出資を得て、昭和37年に設立された。（筆頭出資者は愛媛県信連25.2%、県は第2位22.6%）
- ・農業者は、融資機関から融資を受けるに当たって、農業の性格上投資回収に期間を要すること、農産物価格の変動などにより農業収入の確保が不確実であることなどから、他産業に比べ不利な条件にあるため、農業振興及び農業経営安定の観点から、融資機関の融資に債務保証を行う当法人が設立されたところである。
農業、農家を取り巻く環境は、農産物価格の下落、農産物の輸入拡大等により、厳しい状況にあり、当法人の役割は依然として重要であるが、農業者の高齢化や価格低迷による投資意欲の減退などから、農業近代化資金等農業関連資金の新規債務保証申し込みは減少傾向にある一方で、住宅ローン、教育ローンなど生活関連資金の申し込みは増加しており、債務保証残高は堅調に推移している。しかし、農業を取り巻く厳しい経済情勢等により、代位弁済が増加傾向にあるほか、他の民間保証機関との競合激化などにより、当法人の経営は厳しい状況にある。
そのため、当法人を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、「経営改善を行いつつ存続」とされた法人である。
- ・出資法人改革実施計画等の進捗状況、自己点検評価（一次評価）等を踏まえた二次評価は次のとおりである。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

- ・組織体制は、総務部（総務課）、業務部（審査課、管理課）の2部3課体制で業務を行っている。
- ・役員は、9名で、農協、県、市等から就任しているが、専務理事1名を除いて、全て非常勤である。

(2) 経営基盤の充実・強化

- ・当法人は、農業者等が農協等の融資機関での農業近代化資金等農業関連資金や住宅建設資金・教育資金など生活関連資金を借り入れる際に、その債務を保証することにより、資金融通の円滑化を図っている。
- ・農業・農家を取り巻く厳しい状況により農業者の投資意欲の減退等から資金需要が減少している中、他の保証機関との競合の激化や低金利下による基金運用益の低迷などにより、農業関連資金の保証料債務残高が減少傾向にあり、保証料等の収入の減少が予想される一方で、代位弁済の増加等もあり、当法人の経営環境は厳しい状況にある。
そのため、平成14年に「経営刷新行動計画（中期計画：15～17年度）」を策定し、農協における協会保証利用率の拡大による保証料の確保や求償権の回収強化等に取り組む、健全な財政基盤の維持に努めてきた結果、行動計画の目標をほぼ達成し、設立以来の当期利益を継続している。
- ・今後も、17年度に策定した「新規中期計画（18～20年度）」の着実な実施を図り、会員ニーズへの機動的な対応や積極的な営業活動等による保証事業量の増加、適正な保証審査による代位弁済の減少、融資機関との連携による求償権の回収強化などに努め、財務の健全性を維持しつつ、農業者等の多様な保証需要に迅速かつ的確に応えていきたい。
- ・なお、債務保証残高に占める非農業者の割合が増加しており、当法人の設立目的からは、農業者の保証需要に重点的に取り組むことが本来の姿とは考えるが、農業者を取り巻く環境の厳しさから増加は望めず、当法人の経営基盤の強化を図るためには、非農業者の利用率の増加はやむを得ないものとする。ただし、非農業者への債務保証は当法人の設立目的から見れば、付随的なものであることから、経営上の観点のみを重視することなく、本来の目的に沿った適切な業務運営に留意していただきたい。

(3) 役員数及び給与制度の見直し

- ・役員数は、9名で、うち1名は常勤で、県、市の非常勤役員2名は無報酬。職員数は、17年度13名であったが、年度中の退職者1名については、保証業務の増加が見込まれている中ではあるが、電算システムの導入等による事務の効率化で対応し、補充を行わず、12名で業務を行っている。
- ・役員給与については、従来より農協系統団体に準じている。

2 県の関与の適正化

(1) 財政的関与の見直し

- ・県では、担い手農家が必要とする農業制度資金の一層の円滑融通を図るため、農業制度資金の融資を受ける際に無担保・無保証人で保証が受けられる仕組みの構築に伴い、当法人が保証引受リスクに備えて積み立てる特別準備金に対し、助成を行うとともに、農業経営改善のための短期運転資金である農業経営改善促進資金の原資として当法人が基金を造成するための貸し付けを行っている。これらは、当法人の積極保証を維持させ、県の政策目的を達成するためのものであり、当法人の財務基盤の安定、農業者への円滑な融資の実施に必要であり、継続は認められる。

(2) 人的関与の見直し

- ・県からの職員派遣、兼務は行っていない。
- ・非常勤の理事に農林水産部長が就任しているが、当法人の経営に当たっては、県や農協等関係機関と緊密な連携を図る必要があることなどから必要性は認められる。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組み

- ・当法人独自のホームページを開設し、保証制度など業務内容をPRしているが、決算情報等の経営情報が公開されておらず、県民への説明責任を果たすためより積極的な開示が望まれる。

4 総合的評価

【法人】

- ・厳しい経営状況の中、新規中期計画に基づき、財務の健全性を維持しつつ、農業者等の多様な保証需要に迅速かつ的確に応える運営を行っているが、今後とも関係機関との連携を強化し、本来の設立目的である農業者への保証を増やすことに留意し、適切な運営に努めること。

【所管課】

- ・当法人は、農業者等の金融円滑化のため、国、県の政策保証の推進に取り組んでおり、県の政策目的達成の観点から、当法人の経営基盤の充実・強化に向け、指導・支援に努めること。